

議 事 要 旨 記 録 票

日 時	令和6年10月16日（水） 10時～12時
場 所	防災情報センター 災害対策本部室
会議件名	令和6年度 第2回 日野市子どもの貧困対策推進委員会・庁内連絡会
主な議題	第2期日野市子どもの貧困対策に関する事業の進捗状況について
参加者	<p>■推進委員会委員〈学識経験者〉福田 憲明（委員長）、小田川 華子（副委員長）〈市民委員〉平田 康代、星野 美智代、藤浪 里佳〈民生児童委員の代表者〉中村 眞紀子〈子どもの貧困対策に関する活動を行っている者〉阿部 智子、岩谷 健治〈小中学校の代表者〉和田 栄治、千葉 智弘〈市職員〉中田 秀幸（教育部長）、村田 幹生（子ども部長）、萩原 美和子（健康福祉部長）</p> <p>■庁内連絡会委員 企画経営課長、納税課長、都市計画課長、産業振興課長、福祉政策課長、生活福祉課長、健康課長、子育て課長、保育課長、子ども家庭支援センター長、発達・教育支援課長、教育部統括指導主事、庶務課庶務係長（庶務課長代理出席）、教育指導課長、学務課長、生涯学習課長</p> <p>※庁内連絡会委員については氏名省略</p> <p>■欠席者 平和と人権課長</p> <p>■オブザーバー 図書館長、ふるさと文化財課長、渡邊ケースワーカー</p> <p>■事務局〈副市長〉波戸 尚子〈セーフティネットコールセンター長〉簗野 亨〈副主幹〉地下 有可里〈ひとり親相談係長〉秋山 滋美〈自立支援係長〉小林 拓也〈主事〉青木 勉、市川 巧真</p>
配布資料	<p>資料 1-1 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律全文</p> <p>資料 1-2 新旧対照表</p> <p>資料 2-1 日野市の子どもの貧困対策について</p> <p>資料 2-2① 様々な体験を聞いたり、文化に触れる場の提供について（図書館）</p> <p>資料 2-2② 「地域・行政資料デジタル」および「ひの電子図書館」サービスについて（図書館）</p> <p>資料 2-3 地域の催し等へ参加する際に多文化共生参加や地域の多様な主体と交流する機会の増大について（ふるさと文化財課）</p> <p>資料 2-4 生活保護世帯のケース事例（生活福祉課）※委員会終了後回収</p> <p>机上配布 日野市子どもの貧困対策推進委員会 委員名簿</p> <p>令和6年度養育家庭（里親体験発表会） チラシ</p> <p>令和6年度日野市児童虐待防止講演会 チラシ</p> <p>新選組展 チラシ</p> <p>考古学体験 チラシ</p> <p>くずし字にチャレンジ チラシ</p>

<p>結 果</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 了承(意見なし) ● 了承(意見あり) ○ 要修正・再説明 ○ 不承諾 ○ 情報共有のみ <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 100px;"> <div style="font-size: 3em; margin-right: 10px;">}</div> <p>いずれかに該当する場合は「主な内容」欄に意見要旨を記載</p> </div>
<p>主な内容</p>	<p>◇次第内容</p> <p>1. こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律について（報告）（資料 1-1・1-2）</p> <p>（事務局：簗野）</p> <p>こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律が令和 6 年 6 月 26 日に成立し、9 月 25 日に施行された。主な改正点は法律名称の変更、「こども」への表記変更、現在の貧困だけでなく将来の貧困を防ぐ旨が明記された点、目的として「貧困により、こどもが適切な養育及び教育並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないことその他のこどもがその権利利益を害され及び社会から孤立することのないようにするため」という文章が明記された点。日野市においては今回の法改正に先駆けて学習支援や体験機会の提供等の将来の貧困を予防するための様々な貧困対策を実施しており、早急な施策見直しは不要としている。令和 8 年の基本方針見直し時に、改正内容に基づく表記の変更や指標の見直しを行う予定。</p> <p>【質問・意見等】</p> <p>（福田委員長）</p> <p>9 月に施行された法律の改正について、法律の全文、あるいはその新旧の対照の箇所をご確認していただきたい。新しい法律に対応した事業の展開を進めていきたいと考えている。（意見）</p> <p>2. 「第 2 期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」に係る事業の進捗等について（報告・協議）（資料 2-1・2-2①・2-2②・2-3・2-4）</p> <p>① 日野市における子どもの貧困対策について改めて説明。</p> <p>（事務局：簗野）</p> <p>子どもの貧困に関する説明と日野市の対策について。貧困には絶対的貧困と相対的貧困がある。絶対的貧困は最低限の生活が維持できない状態を指す。一方、相対的貧困はその社会で一般的な生活水準を享受できない状態を指す。子どもの場合、給食がない夏休み明けに体重が減る、用具が買えずクラブ活動に参加できない、親が病気で家事を担う必要がある、といった例が挙げられる。</p>

つまり子どもの貧困とは、経済的な理由だけではなく、ヤングケアラーや、親が子に無関心であったり、家族で過ごす時間が極端に少ないこと等による、体験機会の著しい欠如を含む「相対的貧困」を指す。日野市では、他市に先駆け平成 29 年に子どもの貧困対策として「全ての子どもたちが夢と希望を持ち成長できる地域」の実現を目指し、基本方針を策定した。多角的な対策を行い、多くの目標を達成してきた。しかし新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰により、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、貧困問題やヤングケアラー問題が深刻化した。SDGs で「貧困をなくす」の目標の設定、国による「こども家庭庁」の設置等の動きを踏まえて、令和 4 年度に【第 2 期日野市子どもの貧困対策に関する基本方針】を策定し、軽微な修正、見直しを行い再編成した。施策番号<1104>「個別最適な学びと協働的な学びの促進」や施策番号<1206>「地域でわかりやすい学習指導を実施する民間団体への補助等支援の実施」のように、貧困対策との関係が分かりづらい事業も将来的な貧困防止の施策として含んでいる。各事業については各課より進捗状況を報告して頂いたものを事務局にてまとめ、当委員会開催の際に進捗状況報告として資料の配布と報告を行っている。指標については第 2 期方針期間の満期にあたる令和 8 年度での達成を目指して、基本方針の達成度を図る目標として設定。子どもの貧困対策には、各部署や地域、教育現場との連携が必要不可欠であり、今後も引き続き協力しながら取り組んでいく。

② 子どもへの体験機会の提供について、各課事業の令和 6 年度における進捗状況のうち図書館とふるさと文化財課の取り組みを抜粋して紹介。

【報告】

(図書館長)

施策番号<1403>地域・行政資料デジタルおよびひの電子図書館サービスについて。一つ目の取り組みとして生活困窮世帯等の子どもに対する読書支援について。生活困窮世帯等の子どもが本に触れ、読書に関心を持ってもらうには何ができるのかを検討するため、セーフティネットコールセンター主催のほっとも高幡見学へ参加。その際リサイクル誌を 10 冊提供、施設内見学や絵本の読み聞かせを行った。今後の展開として図書館主催のイベントの PR 等を加えていき、図書館が文化に触れることができる居場所の一つとなるように努めていきたい。また、無料塾に参加する子どもたちへの支援も行いたい。二つ目の取り組みとして、歴史的公文書公開データベースの公開等の電子図書館改修について。図書館とふるさと文化財課が協力して日野町や日野市の文書について順次デジタル化を進めている。令和 6 年 3 月には「日野市歴史的公文書公開データベース」を公開し、市の公式ホームページからアクセスできるようになっている。このデータベースを通じて、子どもから大人まで市の歴史について学びやすくなることを目指している。

(ふるさと文化財課長)

施策番号<1402>地域の催し等へ参加する際に多文化共生参加や地域の多様な主体と交流する機会の増大について。地域の子ども向けの二つの主要事業として、学校教育との連携事業や子ども向けの体験事業を行っている。これにより、子どもたちに地域の歴史や文化を学ぶ機会を提供している。

ふるさと歴史館と郷土資料館で資料の調査研究、収集保存、普及啓発など博物館的な活動を行っている。その一環として展示会や講演会、体験学習会を実施し、学校との連携を強化。具体的には学校による施設の見学や出張授業を行い、実物の資料を用いて解説する。特に小学校3年生向けには、昔の暮らしをテーマにした授業を行っている。子ども向けの体験学習会も開催しており、例えば、古文書の解読や縄文土器や石器の水洗いを体験するなどの活動を通じて、地域の歴史や文化に興味を持ってもらうことを目指している。学校教育や貧困対策の一環として、子どもたちに学びの機会を広げている。今後の展開として、子どもたちが地域に対する理解と関心を深めることを目指し学校館や博物館の連携を強化していく方針である。

【質問・意見等】

① (平田委員)

子どものいない世帯はどういうところに行けば各課が開催する事業やイベントを知ることができるか、インターネットで情報収集すればよいのか。(質問)

➡ (ふるさと文化財課長)

現状はホームページに掲載、市のラインでアナウンス、学校でのチラシ配布や掲示の依頼、ふるさと文化財課の各施設や生涯学習関係の施設や図書館にチラシの設置等を行っている。(回答)

② (中村委員)

ふるさと文化財課が開催した各イベントの参加率はどの程度だったのか。今後も続けて開催してほしい。(質問・意見)

➡ (ふるさと文化財課長)

「新選組展」「考古学体験」については満員だった。「くずし字にチャレンジ」については内容に惹かれなかったのか、5名ほどだった。行事によって参加人数の増減があるが、新選組関連の行事は多くの方が参加される。(回答)

③ (阿部委員)

日野市としては絶対的貧困と相対的貧困においてどちらの割合が高いと認識しているのか。現場の声としては絶対的貧困の割合が増えてきていると感じている。未来ある子どもたちを支援していくには連携を見直し、子ども達

のニーズに合った支援をしていかないと貧困の解決にはならないのではないか。(質問・意見)

➡ (事務局：篠野)

資料の図にもあるとおり、絶対的貧困は経済的貧困なので、相対的貧困の中に含まれるため相対的貧困の方が多い。絶対的貧困の一つの基準として生活保護基準が挙げられる。日野市には生活保護世帯が 2400 世帯ほどいる。その中で 18 歳未満の子どもの被保護者数は約 200 人ほどである。生活保護の捕捉率が約 2~3 割程度といわれているため、割戻すことで絶対的貧困に該当する世帯数の予測ができる。また前回の平成 27 年度から令和 2 年度にかけて相対的貧困率は減少していて、一時的な経済状況の改善や取り組みの成果が確認できる。(回答)

➡ (小田川副委員長)

注目しなければいけない点が生活保護の捕捉率が低いということ。生活保護を受給しているならば絶対的貧困ではなく相対的貧困に位置付けられるが、生活保護で捕捉できていない厳しい状態にある子ども達の現状を把握して手を差し伸べていくことができると良い。(意見)

③ 生活福祉課より「生活保護世帯のケース事例」を説明し、事例の検討を行った。

【説明・協議】

(生活福祉課長、渡邊ケースワーカー)

※事例内容については非公開

【意見等】

- ・支援の網から漏れないためにも、個人情報の課題はありつつも各ケースに応じた連携が必要不可欠であることを改めて感じた。
- ・保護者の支援と子どもへの支援は両輪だと思う。
- ・専門家と行政との間に中間機関があることで連携を円滑に進める役割を果たす。
- ・日野市内には市民が元気を取り戻せる場所や相談できる場所を増やすことが良いのではないか。
- ・専門的な支援と日常感覚での支援がバランスよく提供されることが望ましい。
- ・市民と行政が一体となって事態を共有し、アイデアを出し合う集まりの活性化が重要である。
- ・市民活動と行政の連携を強化し、連携のパイプを太くすることが大切である。

各委員より積極的な意見交換が行われ、支援から漏れる子どもや世帯の無いように、改めて連携の大切さを再確認することができた。

3. その他

【報告・連絡】

(事務局：市川)

議事録について、要旨録と逐語録の各確認の手間と逐語録作成に時間がかかることを考慮し、本委員会より議事要旨録のみの作成と公開を行う。(報告)

今後の予定について、次回委員会開催は令和7年2月14日(金)14時から16時、災害対策本部室にて開催する。(連絡)

庁内連絡会委員への連絡。12月ごろを目途に「日野市子どもの貧困対策に関する基本方針」の各課事業の令和6年度における第2回目の進捗状況を実施予定。依頼については後日庁内掲示板を通して行う。(連絡)

【副市長挨拶】

(波戸副市長)

子どもの貧困問題は経済的な解決だけでなく、生活や心理的支援も必要で、社会全体で取り組むべき課題である。また図書館とふるさと文化財課の取り組みでは、施設から積極的にサービスを提供する重要性を再認識した。必要とする人のところに向いてサービスを届けるというようなことが非常に大事な取り組みであると考えている。ともに協力していかなければ支援の届かないポケットに落ちてしまうことが起こりうるため、引き続きご協力をお願いしたい。

作成者

セーフティネットコールセンター